

【利用料金について】

A、入所(長期)の場合の利用者負担額

入所利用料金早見表

		要介護 1		要介護 2		要介護 3		要介護 4		要介護 5	
		1割	2割								
多 床 室	負 (第4段階)	84,730	116,960	81,222	109,944	83,123	113,747	84,713	116,926	86,365	120,230
	担 第3段階	62,830	95,060	59,322	88,044	61,223	91,847	62,813	95,026	64,465	98,330
	限 第2段階	55,030	87,260	51,522	80,244	53,423	84,047	55,013	87,226	56,665	90,530
	度 第1段階	41,230	73,460	37,722	66,444	39,623	70,247	41,213	73,426	42,865	76,730
個 室	負 (第4段階)	115,551	140,501	116,953	143,306	118,855	147,109	120,475	150,351	122,065	153,530
	担 第3段階	83,751	108,701	85,153	111,506	87,055	115,309	88,675	118,551	90,265	121,730
	限 第2段階	51,351	76,301	52,753	79,106	54,655	82,909	56,275	86,151	57,865	89,330
	度 第1段階	48,651	73,601	50,053	76,406	51,955	80,209	53,575	83,451	55,165	86,630

※上記利用料は、基本的な目安となります。所得によっては、3割負担となる場合がございます。
また、食費や居住費、各種の加算が含まれた料金となっております。但し、認知症専門棟(2階)へ入所された場合や短期リハビリテーションを行った場合等々、サービス内容により利用料金に変化する場合がございます。

●その他の料金(課税)

- ① その他の日常生活費
 - ・教養娯楽費……………材料代等実費相当 (税込)
ご本人の希望によって施設から提供された、リハビリに位置づけられない活動費用や、材料費などが生じた場合にお支払いいただきます。
- ② 電気器具持込使用料……………50円/1日 (税込)
入所時に持ち込まれ、個人的に使用される電気機器にかかる使用料
- ③ 行事費……………実費 (税込)
小旅行や観劇等の費用や、講師を招いて実施する料理教室の費用で、参加された場合にお支払いいただきます。
- ④ 健康管理費……………実費 (税込)
健康の管理に係る費用で、ワクチンの接種等を希望された場合にお支払いいただきます。
 - ・インフルエンザワクチン……………3,780円 (税込)
 - ・肺炎球菌ワクチン(5年に1度を限度) ……8,000円 (税込) 等
 - ※高齢者等への市町村助成がある場合は、その額を超える部分のご負担となります
 - ※接種料金は併設医療機関が定めており、価格が変わる場合があります。
- ⑤ 診断書等文書の発行 ※菅原病院料金表に準ずる
 - ・証明書(施設利用証明等)……………1,080円 (税込)

- ・受給用診断書（生命保険金請求用等）……………5, 400円（税込）
- ・死亡診断書……………5, 400円（税込）
- 但し、2通目以降（コピーを含む）……………2, 160円（税込） 等
- ⑥ 死後の処置セット使用料……………5, 400円（税込）
ご遺体への処置が行われ、必要に応じた費用が発生した場合にお支払いいただきます。
- ⑦ 理美容代（業者の料金表をご覧ください）
理美容をご利用の場合にお支払いいただきます。ヘアサロンみうらをご利用いただけます。（理容室は週2回営業しております）
- ⑧ 私物の洗濯代、及び入浴時のタオル代（業者の料金表をご覧ください）
利用者の私物洗濯をご家族以外へ依頼される場合や、入浴時のタオルをレンタル使用する場合にお支払いいただきます。秋田基準寝具（株）をご利用いただけます。
- ⑨ その他の費用……………実費（税込）
日用品などについて、利用者に代わって施設が用意したもののほか、個人的にお求めになったものについての費用。

B 短期入所療養介護(ショートステイ)の場合の利用者負担額

- 1 介護保険施設サービス：介護保険制度では、認定による要介護・要支援の程度によって介護サービスの料金が異なります。以下は1日あたりの介護保険給付の1割自己負担分です。

※ [] の括弧内は2割負担の場合の金額です。

①短期入所療養介護サービス

【基本サービス費】	従来型個室【基本型】	多床室【基本型】（*2・4人部屋）
・要介護1	753円 [1,506円]	826円 [1,652円]
・要介護2	798円 [1,596円]	874円 [1,748円]
・要介護3	859円 [1,718円]	935円 [1,870円]
・要介護4	911円 [1,822円]	986円 [1,972円]
・要介護5	962円 [1,924円]	1,039円 [2,078円]

②介護予防短期入所療養介護サービス

【基本サービス費】	従来型個室【基本型】	多床室【基本型】（*2・4人部屋）
・要支援1	578円 [1,156円]	611円 [1,222円]
・要支援2	719円 [1,438円]	765円 [1,530円]

【各種加算】

①②共通

- *当施設は基準を上回る夜間職員配置により、上記施設利用料に24円[48円]が加わります。
- *また、介護福祉士資格保有者が一定割合を超えるため、上記に18円[36円]が加わります。
- *個別の実施計画に基づくリハビリテーションが行われる場合は、実施した日1日につき240円[480円]が加わります。
- *認知症専門棟（2階）へ入所の場合は、上記に76円[152円]が加わります。
- *若年性認知症の方が入所される場合は、上記に120円[240円]が加わります。
- *入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合は、片道につき184円[368円]が加算されます。
- *医師の指示による療養食*が提供された場合は、1食につき8円[16円]が加わります。
（*療養食とは：厚労省で定める、糖尿病食、腎臓病食他、特別な場合の検査食等です）
- *認知症高齢者の日常生活自立の程度に応じて、専門的な研修を終了した職員がチームとして専門的な認知症ケアを実施する場合は、1日につき3円[6円]が加わります。

*利用者の様態急変など緊急時の治療管理を行った場合は、1日につき511円[1,022円]が加わります(月に1回3日間を限度)。また、やむを得ない事情により手術・麻酔等、特定の治療を行った場合は、診療報酬点数に基づく所定の費用が掛かります。

*介護職員の“処遇改善加算”として、1月につき上記の基本サービス費+各種加算の総額に3.9%を乗じた額が加算されます。

①のみ

*常時喀痰、人工呼吸器、経鼻胃管・胃瘻等の経腸栄養が行われている場合など(介護度4以上)の、医療的に重度の利用者に対して計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合には、1日につき120円[240円]が加わります。

※介護保険施設サービス費は医療費控除の対象となります。

- 2 (介護予防)短期入所利用料：療養室利用にあたっての光熱水費や、食材・調理費等に相当する、介護保険外のサービス費用です。(非課税)

【食費】

・朝食	……………	400円/1食	*
・昼食	……………	500円/1食	*
・夕食	……………	480円/1食	*

*ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。

【居住費】

・個室 [従来型]	……………	1,640円/1日	*
・多床室 [2人・4人部屋]	……………	370円/1日	*

*ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が、1日にお支払いいただく居住費の上限となります。

※上記「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。

※入所利用料の食費・居住費は医療費控除の対象となります。

- 3 その他の料金(課税)

入所(長期)の場合の利用者負担額における「その他の料金(課税)」に準じます。詳しくは左記の項目をご参照下さい。

C 通所リハビリテーションの場合の利用者負担額

- 1 介護保険施設サービス：介護保険制度では、認定による要介護・要支援の程度によって介護サービスの料金が異なります。以下は1日あたりの介護保険給付の1割自己負担分です。

※ [] の括弧内は2割負担の場合の金額です。

①通所リハビリテーション施設サービス

【基本サービス費】 6時間以上7時間未満の施設利用の場合

・要介護1	650円 [1,300円]
・要介護2	777円 [1,554円]
・要介護3	902円 [1,804円]
・要介護4	1,049円 [2,098円]
・要介護5	1,195円 [2,390円]

【各種加算】(通所リハビリ)

*当施設は介護福祉士資格者が一定割合を超えるため、上記に18円[36円]が加わります。

*リハビリテーション専門職の配置が、利用者数に対して基準よりも手厚い体制であるため、上記

に 24 円[48 円]が加わります。

*入浴介助を行なった場合は、上記利用料に 50 円[100 円]が加わります。

*医師の詳細な指示に基づき、計画に沿ったリハビリテーションと定期的な評価見直しが行われる場合、1 月につき 330 円[460 円]が加算されます。

*また、上記に関して、医師・療法士・介護支援専門員・居宅サービス計画事業所等担当者らによる定期的なリハビリテーション会議が開催され、情報共有と計画見直しが行われると共に、計画の作成に関与したリハビリ専門職員により説明がなされる場合は、上記に代えて、以下が加算されます。

当該計画への同意日の属する月から起算して 6 月以内……1 月につき 850 円[1,700 円]

〃 〃 6 月超 …… 〃 530 円[1,060 円]

*また、上記に関して、利用者や家族に対して医師から直接リハビリ計画が説明される場合には、上記に代えて、以下が加算されます。(3 月に 1 回を限度)

当該計画への同意日の属する月から起算して 6 月以内…1 月につき 1,120 円[2,240 円]

〃 〃 6 月超え… 〃 800 円[1,600 円]

*退院(所)後間もない方に対して、身体機能回復を目的に短期集中的なリハビリテーションを行った場合は、退院(所)日または新たに要介護認定日から起算して 3 月以内に、1 日につき 110 円[220 円]が加算されます。

*認知症の方の状態に合わせて、短期集中的な個別リハビリを行う場合、退院(所)日または通所開始日から起算して 3 月以内に、週 2 日を限度として 1 日につき 240 円[480 円]が加算されます。

*また、リハビリテーション計画を作成する際、利用者の居宅を訪問して生活環境把握を把握すると共に、週 4 回以上の認知症短期集中リハビリを行ない、その結果を利用者・ご家族へお伝えする場合は上記に代えて、1 月につき 1,920 円[3,840 円]が加算されます。

*若年性認知症の方が利用される場合は 60 円[120 円]が加算されます。

*栄養改善を行う場合は、1 回につき 150 円[300 円]が加算されます(月 2 回を限度)

*口腔機能の改善について、歯科衛生士が中心となり、改善指導計画に基づいて他の職種と共同で取り組む場合は、1 回につき 150 円[300 円]が加算されます(月 2 回を限度)

*常時喀痰、人工呼吸器、経鼻胃管・胃瘻等の経腸栄養が行われている場合など(介護度 4 以上)の、医療的に重度の利用者に対して計画的に医学的管理を行い、療養上必要な処置を行った場合には、1 日につき 120 円 [240 円]が加わります。

*家族による送迎等、施設が送迎を行わない場合、片道につき 47 円[94 円]が減算されます

*介護職員の処遇改善加算として、上記の基本サービス費+各種加算の総額に 4.7% を乗じた額が加算されます。

②介護予防通所リハビリテーション施設サービス

【基本サービス費】 6 時間以上 7 時間未満の施設利用の場合

・要支援 1 1, 7 1 2 円 [3,424 円]

・要支援 2 3, 6 1 5 円 [7,230 円]

*当施設は介護福祉士資格保有者が一定割合を超える為、上記に以下の提供体制強化加算が加わります。

要支援 1 ……………1 月につき 72 円[144 円]

要支援 2 ……………1 月につき 144 円[288 円]

*医師・リハビリテーション専門職員及びその他の職種により、継続的にリハビリテーションの質が管理(マネジメント)される場合は、1 月につき 300 円[600 円]が加わります。

*また、リハビリテーションマネジメント計画に基づき、運動機能向上のための個別的なリハビリを行った場合は、1 月につき 225 円[450 円]が加わります。

*若年性認知症の方が利用される場合は、1 月につき 240 円[480 円]が加算されます。

*栄養改善を行う場合は、1 月につき 150 円[300 円]が加算されます。

*口腔機能の改善について、歯科衛生士が中心となり、改善指導計画に基づいて他の職種と共同で取り組む場合は、1 月につき 150 円[300 円]が加算されます。

*上記の機能改善を選択的に複数実施する場合は、上記に代えて下記が加算されます

運動機能向上+栄養改善+口腔機能向上から二種実施……1 月につき 480 円[960 円]

運動機能向上+栄養改善+口腔機能向上をすべて実施……1 月につき 700 円[1,400 円]

*介護職員の処遇改善加算として、上記の基本サービス費＋各種加算の総額に 4.7% を乗じた額が加算されます。

※介護保険施設サービス費は医療費控除の対象となります。

- 2 (介護予防) 通所リハビリテーション利用料：食材・調理費等に相当する、介護保険外のサービス費用です。(非課税)

【食費】 ・昼食……………500円／1食 *

*施設で提供する食事をお取りいただいた場合にお支払いいただきます。

- 3 その他の料金 (課税)

入所(長期)の場合の利用者負担額における「その他の料金(課税)」に準じます。詳しくは左記の項目をご参照下さい。